

1 趣旨

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和 27 年法律第 119 号）の一部改正に伴い、横浜市市税条例施行規則（昭和 25 年 12 月横浜市規則第 80 号。以下「市税条例施行規則」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う横浜市市税条例の臨時特例に関する施行規則（昭和 28 年 4 月横浜市規則第 29 号。以下「市税臨時特例施行規則」という。）の一部を改正しました。

2 改正の概要

地方税法等の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）において、軽自動車税環境性能割は令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止し、軽自動車税（種別割）は軽自動車税となりました。

当該改正規定の施行に伴い、横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う横浜市市税条例の臨時特例に関する条例（昭和 28 年 4 月横浜市条例第 25 号）の改正と合わせて、市税条例施行規則及び市税臨時特例施行規則の関連する規定の整備を行いました（市税条例施行規則第 20 条、第 21 条の 3 及び第 21 条の 4 並びに別表・市税臨時特例施行規則第 4 条、第 6 条並びに第 1 号様式、第 3 号様式及び第 4 号様式）。

3 公布日及び施行日

(1) 公布日

令和 8 年 4 月 1 日

(2) 施行日

令和 8 年 4 月 1 日